

## 「受験者への連絡・注意事項」

1. 商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討の目的にのみ使用いたします。
2. 受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書(氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの<例>運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証など)を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、受験希望地の商工会議所(または試験施行機関)にご相談ください。
3. 試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
4. 取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっていきますので、受験された商工会議所にお問合せください。但し、答案の公開、返却には一切応じられませんので、予めご了承ください。
5. 合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、受験された商工会議所にお問合せください。
6. 一度申し込まれた受験料の返還は認めません。
7. 一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。
8. 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
9. 試験会場への来場は時間厳守としてください。
10. 次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
  - ・試験委員の指示に従わない者
  - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
  - ・試験問題等を複写する者
  - ・答案用紙を持ち出す者
  - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
  - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
  - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
  - ・その他の不正行為を行う者
11. 試験中の飲食、喫煙はできません。
12. 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
13. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応をいたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
14. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
15. 試験会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止について、次のとおりご協力くださ

い。

- ・試験当日、試験会場へ向かう前に検温を行い、発熱（37.5 度以上）や咳等の症状がある場合は、受験会場への来場をお控えください。
- ・下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。
  - 発熱（37.5 度以上）や咳等の症状がある場合
  - 過去 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
  - 過去 2 週間以内に、同居している者に感染が疑われた場合
  - 過去 2 週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
- ・試験会場への入退出の際、入口で手指の消毒を行ってください。
- ・休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話は極力お控えください。
- ・試験教室内の換気を目的に、試験中に窓や扉の開放等を行うことがあります。それに伴う音等の影響について予めご了承くださいと共、寒暖調整ができる服装でお越しください。
- ・試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験係員にお申し出ください。
- ・発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
- ・受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報を必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。